

## 仮使用認定及び仮設建築物の防火安全対策

### 1 消防協議の対象となるもの

建基法第7条の6に規定する仮使用認定に係る消防協議があった場合、次の事項について棟単位で審査するものとする。この場合、審査は仮使用部分について行い、仮使用部分以外の避難施設等がないものとみなして、基準に適合するかどうかを審査するものとする。ただし、防火管理に関する事項については、仮使用部分以外に係る事項も審査するものとする。

#### (1) 新築の場合

ア 法第17条の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置、維持されていること。

ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて、次のうち必要な措置を講ずること。

(ア) 機能を停止する消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は、必要最小限にすること。

(イ) 自動火災報知設備、非常警報設備又は誘導灯その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。

(ウ) 消火器、非常警報器具、避難器具、誘導標識その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。

(エ) スプリンクラ - 設備、水噴霧消火設備等その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホース増設、パッケージ型消火設備の設置等、他の消防用設備等又は特殊消防用設備等を増強すること。

(オ) 巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。

(カ) 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、昼間に工事をすること。

#### イ 防火管理等

(ア) 法第8条及び第8条の2に基づき、防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物としての消防計画を樹立すること。

(イ) 工事部分の各種作業に対しては、条例第38条に基づき適切な火災予防措置を講ずること。

(ウ) 発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わないこと。また、溶接・溶断作業等を行う場合には、次のことを遵守すること。

a 作業を行う前には、防火管理者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。

b 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行うなどの防護措置を行うこと。

c 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワ

# 福井市消防予防事務審査基準

## 仮使用認定及び仮設建築物の防火安全対策

イヤーソー等)により工事を行うこと。

(エ) 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物は最小限度とし、かつ、危険物については条  
例第46条及び第47条の規定に基づき、適切に取り扱うこと。

(オ) 工事用シートは、防災性能を有するものを使用すること。

(カ) 工事部分の整理、整頓を徹底すること。

### ウ 防火区画

(ア) 仮使用部分とその他の部分は、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火  
構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

(イ) 前(ア)の区画に用いる防火戸は、建基政令第112条第19項の規定に適合するもの  
であること。ただし、状況によりやむを得ない場合にあっては、同項第1号八の規定  
を除くことができる。

### エ 建築法令事項

現行建築法令の基準に適合すること。

### (2) 増築工事等を行い、既存部分を仮使用する場合

#### ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等

前(1)アによること。

#### イ 防火管理等

前(1)イによること。

#### ウ 防火区画

前(1)ウによること。

#### エ 避難施設

建基政令第5章第2節(第123条、第124条、第125条第3項及び第4項並びに第126条  
を除く。)の避難施設を確保すること。

#### オ 非常用の進入口

建基政令第126条の6又は第126条の7の非常用進入口を確保すること。ただし、非常用  
エレベーターが設けられている場合、又は幅員4m以上の道路等に面して消火活動上有効な  
開口部(直径がおおむね1m以上の円が内接するもの又はその幅及び高さがそれぞれ、おお  
むね75cm以上1.2m以上のもの)がおおむね40m以内ごとにある場合、その他消火活動上支  
障ないと認められる場合はこの限りでない。

#### カ 敷地内通路

建基政令第128条の敷地内通路を確保すること。

## 2 消防協議の対象とならないもの

消防協議の対象とならないものに対しては、次の事項を指導するものとする。

### (1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等

前1(1)アによること。

### (2) 防火管理等

前1(1)イによること。

### (3) 防火区画

前1(1)ウによること。ただし、内装工事等の軽易な工事を行う場合で、火災予防上支障  
のないものについては、この限りでない。

### (4) 避難施設

使用部分から直通階段又は屋外への出口に通じる出入口及び廊下その他の通路、直通階段、

仮使用認定及び仮設建築物の防火安全対策

避難の用に供するバルコニー等並びに避難の用に供する屋上広場を有効に確保すること。

(5) 非常用の進入口

3階以上の使用部分には、非常用の進入口を確保すること。ただし、基準時以前の建築物で、消防隊の進入に有効な開口部がある場合はこの限りでない。

3 仮設建築物

建基法第85条の規定による仮設建築物は、次によること。

- (1) 「政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い」に基づき、項の判定を行うこと。
- (2) 法第17条の規定に基づき消防用設備等を設置すること。ただし、次の防火対象物又はその部分については、政令第32条の規定を適用し、次の消防用設備等以外の消防用設備等を設置しないことができる。

ア 建基法第85条第4項及び第5項

(ア) 消火器

政令第10条の規定に基づき設置すること。

(イ) 水噴霧消火設備等

政令第13条の規定に基づき設置すること。ただし、水噴霧消火設備等の設置が必要な防火対象物又はその部分に、適応する消火器を設置した場合は、水噴霧消火設備等を設置しないことができる。

(ウ) 避難器具

政令第25条の規定に基づき設置すること。ただし、2以上の異なった避難経路を確保している場合には避難器具を設置しないことができる。

(エ) 誘導灯及び誘導標識

政令第26条の規定に基づき設置すること。ただし、高輝度蓄光式誘導標識を有効に設置した場合は、誘導灯を設置しないことができる。

イ 建基法第85条第6項及び第7項

(ア) 仮設興行場等

法第17条の規定に基づき消防用設備等を設置すること。ただし、サーカスの興行場(テントハウス)等で短期間のものにあつては、次によること。

a 消火器

政令第10条の規定に基づき設置すること。

b 屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備

屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備の設置が必要な場合は、パッケージ型消火設備を各部分に有効に放水できるよう設置すること。

c 非常放送設備

非常ベルを政令第24条の規定により設置するほか、サイレン付ハンドマイクを適宜配置すること。

d 誘導灯

A級又はB級・BH形を設置すること。

(イ) 工事期間中の仮設建築物

a 消火器

政令第10条の規定に基づき設置すること。

b 屋内消火栓設備

次のいずれかによること。

仮使用認定及び仮設建築物の防火安全対策

---

なお、仮設建築物の増築により、既存棟を含めて新たに屋内消火栓設備の設置義務が生じる場合は、屋内消火栓設備の設置は要しないこと。

( a ) 既存棟の既設屋内消火栓ボックスから 5 0 m 以内の部分については、当該ボックスへ規定ホースを 1 本又は 2 本増設し、各部分に有効に放水できるようにすること。

( b ) パッケージ型消火設備を設置し、各部分に有効に放水できるようにすること。

c 自動火災報知設備

警戒区域の設定面積は政令第21条の規定にかかわらず、一の警戒区域面積を 800 m<sup>2</sup> (一辺の長さは80m以下)まで拡大できるものであること。

d 非常用放送設備

増築棟部分における当該機器は、一般放送用のもので兼ねることができるものであること。